

日医発第 18 号（保険）
令和 7 年 4 月 1 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
松 本 吉 郎
(公印省略)

入院時食事療養費に係る食事療養等の費用の額の算定に関する基準
及び食事療養標準負担額等の一部改正について

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会及び中央社会保険医療協議会（中医協）における議論の結果を踏まえ、入院時食事療養費の見直しが実施され、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示」が令和 7 年 2 月 20 日付で告示され、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」が、令和 7 年 3 月 24 日付で告示され、同年 4 月 1 日から適用されるところであります。

改正の概要としては、令和 6 年度の診療報酬改定後も、食材費等の高騰が続いていることを踏まえ、食事療養及び生活療養の費用の額を見直し、それに伴い、入院時の食費基準額（患者負担額）を、原則、1 食当たり 20 円引き上げるものであります。

ただし、低所得者に関して所得区分等に応じて一定の配慮を行うこととして、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額について所要の改正を行うものとなっております。（詳細は別添資料参照ください。）

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

< 添付資料 >

・「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」について（通知）

（令 7.3.26 保発 0326 第 59 号 厚生労働省保険局長）

【参考】

・入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示

（令 7.2.20 厚生労働省告示第 29 号 厚生労働大臣）

・健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示

（令 7.3.24 厚生労働省告示 64 号 厚生労働大臣）

保 発 0326 第 59 号
令和 7 年 3 月 26 日

(別 記) 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
(公 印 省 略)

「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び
後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する
告示」について（通知）

標記については、別添のとおり、都道府県知事、全国健康保険協会理事長及び
健康保険組合理事長あて通知したので、よろしくお取り計らい願いたい。

(別記)

公益社団法人	日本医師会	会長
公益社団法人	日本歯科医師会	会長
公益社団法人	日本薬剤師会	会長
一般社団法人	日本病院会	会長
公益社団法人	全日本病院協会	会長
公益社団法人	日本精神科病院協会	会長
一般社団法人	日本医療法人協会	会長
一般社団法人	日本社会医療法人協議会	会長
公益社団法人	全国自治体病院協議会	会長
一般社団法人	日本慢性期医療協会	会長
一般社団法人	日本私立医科大学協会	会長
一般社団法人	日本私立歯科大学協会	会長
一般社団法人	日本病院薬剤師会	会長
公益社団法人	日本看護協会	会長
一般社団法人	全国訪問看護事業協会	会長
公益財団法人	日本訪問看護財団	理事長
独立行政法人	国立病院機構	理事長
国立研究開発法人	国立がん研究センター	理事長
国立研究開発法人	国立循環器病研究センター	理事長
国立研究開発法人	国立精神・神経医療研究センター	理事長
国立研究開発法人	国立国際医療研究センター	理事長
国立研究開発法人	国立成育医療研究センター	理事長
国立研究開発法人	国立長寿医療研究センター	理事長
独立行政法人	地域医療機能推進機構	理事長
独立行政法人	労働者健康安全機構	理事長

保発0326第56号
令和7年3月26日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」について（通知）

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時食事療養費の見直しを実施し、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」（令和7年厚生労働省告示第64号。以下「改正告示」という。）が令和7年3月24日に告示され、同年4月1日から適用することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合へ周知等を図るとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

医療保険制度においては、保険医療機関に入院したときに必要となる食費について、1食当たりの総額及び被保険者等が負担する額を定め、その差分を入院時食事療養費又は入院時生活療養費のうち食事の提供に係るものとして支給することとしている。

この被保険者等が負担する額（以下「食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るもの」という。）については、平均的な家計にお

ける食費の状況及び特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める等とされており、具体的な金額については、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）において定められている。

今般、食材費等の高騰等を踏まえ、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものについて、それぞれ所要の改正を行う。

第 2 改正告示の主な内容

1 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正（改正告示第 1 条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者		<u>1食につき 510 円</u>
B	C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病患者		<u>1食につき 300 円</u>
C	低所得者Ⅱ（健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 42 条第 1 項第 5 号、同条第 3 項第 5 号又は同条第 4 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	<u>1食につき 240 円</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	<u>1食につき 190 円</u>
D	低所得者Ⅰ（健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 6 号又は同条第 4 項第 6 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）		1食につき 110 円

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。1 の(2)において「規則」という。）第 62 条の 3 各号に該当する者以外の者であって、B、C のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号。以下「基	1 日につき 370 円と <u>1食につき 510 円との合計額</u>

	い者	準」という。)の入院時生活療養(Ⅰ)をいう。以下同じ。)を算定する保険医療機関に入院	
		入院時生活療養(Ⅱ)(基準の入院時生活療養(Ⅱ)をいう。以下同じ。)を算定する保険医療機関に入院	1日につき 370 円と <u>1食につき 470 円との合計額</u>
B	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ		1日につき 370 円と <u>1食につき 240 円との合計額</u>
C	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ		1日につき 370 円と 1食につき 140 円との合計額
D	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、E、F、J のいずれにも該当しない者	入院時生活療養(Ⅰ)を算定する保険医療機関に入院	1日につき 370 円と <u>1食につき 510 円との合計額</u>
		入院時生活療養(Ⅱ)を算定する保険医療機関に入院	1日につき 370 円と <u>1食につき 470 円との合計額</u>
E	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1日につき 370 円と <u>1食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1日につき 370 円と <u>1食につき 190 円との合計額</u>
F	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき 370 円と 1食につき 110 円との合計額
G	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、H、I、J のいずれにも該当しない者		1日につき 0 円と <u>1食につき 300 円との合計額</u>
H	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1日につき 0 円と <u>1食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1日につき 0 円と <u>1食につき 190 円との合計額</u>
I	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき 0 円と 1食につき 110 円との合計額
J	規則第 62 条の 3 第 6 号に該当する者		1日につき 0 円と 1食につき 110 円との合計額

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）の一部改正（改正告示第 2 条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類	食事療養標準負担額
A	B、C、D のいずれにも該当しない者	<u>1食につき 510 円</u>

B	C、Dのいずれにも該当しない指定特定医療を受ける指定難病患者	1食につき 300 円
C	低所得者Ⅱ（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「高確令」という。）第 15 条第 1 項第 5 号又は同条第 2 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内 1食につき 240 円
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超 1食につき 190 円
D	低所得者Ⅰ（高確令第 15 条第 1 項第 6 号若しくは同条第 2 項第 6 号又は第 14 条第 7 項に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2 の(2)において同じ。）	1食につき 110 円

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。2 の(2)において「規則」という。）第 40 条各号に該当する者以外の者であって、B、C のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する 保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1食につき 510 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する 保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1食につき 470 円との合計額</u>
B	規則第 40 条第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ		1 日につき 370 円と <u>1食につき 240 円との合計額</u>
C	規則第 40 条第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と 1食につき 140 円との合計額
D	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、E、F、J のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保 険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1食につき 510 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保 険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1食につき 470 円との合計額</u>
E	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 370 円と <u>1食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 370 円と <u>1食につき 190 円との合計額</u>
F	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と 1食につき 110 円との合計額
G	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、H、I、J のいずれにも該当しない者		1 日につき 0 円と <u>1食につき 300 円との合計額</u>
H	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 0 円と <u>1食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 0 円と <u>1食につき 190 円との合計額</u>

I	規則第 40 条第 5 号に該当する者であつて、低所得者 I	1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額
J	規則第 40 条第 3 号及び第 6 号に該当する者	1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額

3 適用期日及び経過措置

令和 7 年 4 月 1 日から適用すること。ただし、同日前の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとすること。

保 発 0326 第 57 号
令和 7 年 3 月 26 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
(公 印 省 略)

「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」について（通知）

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時食事療養費の見直しを実施し、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」（令和 7 年厚生労働省告示第 64 号。以下「改正告示」という。）が令和 7 年 3 月 24 日に告示され、同年 4 月 1 日から適用することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

医療保険制度においては、保険医療機関に入院したときに必要となる食費について、1 食当たりの総額及び被保険者等が負担する額を定め、その差分を入院時食事療養費又は入院時生活療養費のうち食事の提供に係るものとして支給することとしている。

この被保険者等が負担する額（以下「食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るもの」という。）については、平均的な家計における食費の状況及び特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める等とされており、具体的な金額につ

いては、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）において定められている。

今般、食材費等の高騰等を踏まえ、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものについて、それぞれ所要の改正を行う。

第 2 改正告示の主な内容

1 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正（改正告示第 1 条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者		<u>1食につき 510 円</u>
B	C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病患者		<u>1食につき 300 円</u>
C	低所得者Ⅱ（健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 42 条第 1 項第 5 号、同条第 3 項第 5 号又は同条第 4 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	<u>1食につき 240 円</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	<u>1食につき 190 円</u>
D	低所得者Ⅰ（健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 6 号又は同条第 4 項第 6 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）		1食につき 110 円

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。1 の(2)において「規則」という。）第 62 条の 3 各号に該当する者以外の者であって、B、Cのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1食につき 510 円との合計額</u>

		入院時生活療養（Ⅱ）（基準の入院時生活療養（Ⅱ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 470 円との合計額</u>
B	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ		1 日につき 370 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
C	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と 1 食につき 140 円との合計額
D	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、E、F、J のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 510 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 470 円との合計額</u>
E	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 190 円との合計額</u>
F	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と 1 食につき 110 円との合計額
G	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、H、I、J のいずれにも該当しない者		1 日につき 0 円と <u>1 食につき 300 円との合計額</u>
H	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 190 円との合計額</u>
I	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額
J	規則第 62 条の 3 第 6 号に該当する者		1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）の一部改正（改正告示第 2 条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類	食事療養標準負担額
A	B、C、D のいずれにも該当しない者	<u>1 食につき 510 円</u>
B	C、D のいずれにも該当しない指定特定医療を受ける指定難病患者	<u>1 食につき 300 円</u>

C	低所得者Ⅱ（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「高確令」という。）第 15 条第 1 項第 5 号又は同条第 2 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	<u>1 食につき 240 円</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	<u>1 食につき 190 円</u>
D	低所得者Ⅰ（高確令第 15 条第 1 項第 6 号若しくは同条第 2 項第 6 号又は第 14 条第 7 項に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2 の(2)において同じ。）		1 食につき 110 円

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。2 の(2)において「規則」という。）第 40 条各号に該当する者以外の者であって、B、C のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 510 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 470 円との合計額</u>
B	規則第 40 条第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ		1 日につき 370 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
C	規則第 40 条第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と 1 食につき 140 円との合計額
D	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、E、F、J のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 510 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 470 円との合計額</u>
E	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 190 円との合計額</u>
F	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と 1 食につき 110 円との合計額
G	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、H、I、J のいずれにも該当しない者		1 日につき 0 円と <u>1 食につき 300 円との合計額</u>
H	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 190 円との合計額</u>
I	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額

J	規則第 40 条第 3 号及び第 6 号に該当する者	1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額
---	----------------------------	-------------------------------

3 適用期日及び経過措置

令和 7 年 4 月 1 日から適用すること。ただし、同日前の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとすること。

保 発 0326 第 58 号
令和 7 年 3 月 26 日

健康保険組合理事長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
(公 印 省 略)

「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」について（通知）

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時食事療養費の見直しを実施し、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」（令和 6 年厚生労働省告示第 64 号。以下「改正告示」という。）が令和 7 年 3 月 24 日に告示され、同年 4 月 1 日から適用することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

医療保険制度においては、保険医療機関に入院したときに必要となる食費について、1 食当たりの総額及び被保険者等が負担する額を定め、その差分を入院時食事療養費又は入院時生活療養費のうち食事の提供に係るものとして支給することとしている。

この被保険者等が負担する額（以下「食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るもの」という。）については、平均的な家計における食費の状況及び特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める等とされており、具体的な金額につ

いては、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）において定められている。

今般、食材費等の高騰等を踏まえ、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものについて、それぞれ所要の改正を行う。

第 2 改正告示の主な内容

1 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正（改正告示第 1 条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者		<u>1食につき 510 円</u>
B	C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病患者		<u>1食につき 300 円</u>
C	低所得者Ⅱ（健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 42 条第 1 項第 5 号、同条第 3 項第 5 号又は同条第 4 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	<u>1食につき 240 円</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	<u>1食につき 190 円</u>
D	低所得者Ⅰ（健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 6 号又は同条第 4 項第 6 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）		1食につき 110 円

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。1 の(2)において「規則」という。）第 62 条の 3 各号に該当する者以外の者であって、B、C のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1食につき 510 円との合計額</u>

		入院時生活療養（Ⅱ）（基準の入院時生活療養（Ⅱ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 470 円との合計額</u>
B	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ		1 日につき 370 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
C	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と 1 食につき 140 円との合計額
D	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、E、F、J のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 510 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 470 円との合計額</u>
E	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 190 円との合計額</u>
F	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と 1 食につき 110 円との合計額
G	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、H、I、J のいずれにも該当しない者		1 日につき 0 円と <u>1 食につき 300 円との合計額</u>
H	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 190 円との合計額</u>
I	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額
J	規則第 62 条の 3 第 6 号に該当する者		1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）の一部改正（改正告示第 2 条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類	食事療養標準負担額
A	B、C、D のいずれにも該当しない者	<u>1 食につき 510 円</u>
B	C、D のいずれにも該当しない指定特定医療を受ける指定難病患者	<u>1 食につき 300 円</u>

C	低所得者Ⅱ（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「高確令」という。）第 15 条第 1 項第 5 号又は同条第 2 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	<u>1 食につき 240 円</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	<u>1 食につき 190 円</u>
D	低所得者Ⅰ（高確令第 15 条第 1 項第 6 号若しくは同条第 2 項第 6 号又は第 14 条第 7 項に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2 の(2)において同じ。）		1 食につき 110 円

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。2 の(2)において「規則」という。）第 40 条各号に該当する者以外の者であって、B、C のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 510 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 470 円との合計額</u>
B	規則第 40 条第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ		1 日につき 370 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
C	規則第 40 条第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と 1 食につき 140 円との合計額
D	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、E、F、J のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 510 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 470 円との合計額</u>
E	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 190 円との合計額</u>
F	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と 1 食につき 110 円との合計額
G	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、H、I、J のいずれにも該当しない者		1 日につき 0 円と <u>1 食につき 300 円との合計額</u>
H	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 190 円との合計額</u>
I	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額

J	規則第 40 条第 3 号及び第 6 号に該当する者	1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額
---	----------------------------	-------------------------------

3 適用期日及び経過措置

令和 7 年 4 月 1 日から適用すること。ただし、同日前の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとすること。

入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項（同法第四百四十九条において準用する場合を含む。）及び第八十五条の二第二項（同法第四百四十九条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十四条第二項及び第七十五条第二項の規定に基づき、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に行われた療養に要する額の算定については、なお従前の例による。

令和七年二月二十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改訂部分)

改 訂 後	改 訂 前
別表 食事療養及び生活療養の費用額算定表 第一 食事療養 1 入院時食事療養(I) (1食につき) (1) (2)以外の食事療養を行う場合 <u>690円</u> (2) 流動食のみを提供する場合 <u>625円</u> 注 (略) 2 入院時食事療養(II) (1食につき) (1) (2)以外の食事療養を行う場合 <u>556円</u> (2) 流動食のみを提供する場合 <u>510円</u> 注 (略) 第二 生活療養 1 入院時生活療養(I) (1) 健康保険法第六十三条第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号イに掲げる療養（以下「食事の提供たる療養」という。）（1食につき） イ ロ以外の食事の提供たる療養を行う場合 <u>604円</u> ロ 流動食のみを提供する場合 <u>550円</u> (2) (略) 注 (略) 2 入院時生活療養(II) (1) 食事の提供たる療養（1食につき） <u>470円</u> (2) (略) 注 (略)	別表 食事療養及び生活療養の費用額算定表 第一 食事療養 1 入院時食事療養(I) (1食につき) (1) (2)以外の食事療養を行う場合 <u>670円</u> (2) 流動食のみを提供する場合 <u>605円</u> 注 (略) 2 入院時食事療養(II) (1食につき) (1) (2)以外の食事療養を行う場合 <u>536円</u> (2) 流動食のみを提供する場合 <u>490円</u> 注 (略) 第二 生活療養 1 入院時生活療養(I) (1) 健康保険法第六十三条第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号イに掲げる療養（以下「食事の提供たる療養」という。）（1食につき） イ ロ以外の食事の提供たる療養を行う場合 <u>584円</u> ロ 流動食のみを提供する場合 <u>530円</u> (2) (略) 注 (略) 2 入院時生活療養(II) (1) 食事の提供たる療養（1食につき） <u>450円</u> (2) (略) 注 (略)

○厚生労働省告示第六十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項（これらの規定を同法第四百九十九条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十二条第二項及び第五十二条の二第二項（これらの規定を同法第五十四条第四項において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十四条第二項及び第七十五条第二項（これらの規定を同法第七十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十四日

厚生労働大臣 福岡 資麿

健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示

（健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正）

第一条 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成八年厚生省告示第
二百三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
一 健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。	区	健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」という。）第五十八条各号に該当する者以外の者	区	健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」という。）第五十八条各号に該当する者以外の者	一 健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。
		規則第五十八号又は第二号に該当する者		規則第五十八号又は第二号に該当する者	
	分	規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数（規則第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の第三号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十條第一項第一号ホ	額	額	
		一食につき二百四十円		一食につき四百九十円	

、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）が九十日以下の者	規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が
	一食につき百九十円

、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）が九十日以下の者	規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が
	一食につき百八十円

		九十日を超える者	
(略)		(略)	
規則第五十八条第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの		一食につき三百円	
二 健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。			
区		分	
規則第六十二条の三各号に該当する者以外の者		入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下この項において「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	
		一日につき三百七十円と一食につき五百十円との合計額	
		基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	
		一日につき三百七十円と一食につき四百七十円との合計額	
規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの		一日につき三百七十円と一食につき二百四十円との合計額	
(略)		(略)	
規則第六十条の三第Ⅰ	基準の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療	一日につき三百七十円と一食につき五百十円との	

		九十日を超える者	
(略)		(略)	
規則第五十八條第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの		一食につき二百八十円	
健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。			
区		分	
規則第六十二條の三各号に該当する者以外の者		額	
入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下この項において「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者		一日につき三百七十円と一食につき四百九十円との合計額	
基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者		一日につき三百七十円と一食につき四百五十円との合計額	
規則第六十二條の三第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの		一日につき三百七十円と一食につき二百三十円との合計額	
(略)		(略)	
規則第六十二條の三第Ⅰを算定する保険医療		一日につき三百七十円と一食につき四百九十円と	

[illegible]

（後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正）

第二条 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後		改正前	
一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。	高年齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号。以下「規則」という。）第三十五条各号に該当する者以外の者	高年齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号。以下「規則」という。）第三十五条各号に該当する者以外の者	高年齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号。以下「規則」という。）第三十五条各号に該当する者以外の者
	規則第三十条 被保険者番号（高年齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条の二十号）第一項に規定する被保険者番号をいう。）、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）並びに入院日数（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五	規則第三十条 被保険者番号（高年齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条の二十号）第一項に規定する被保険者番号をいう。）、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）並びに入院日数（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五	規則第三十条 被保険者番号（高年齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条の二十号）第一項に規定する被保険者番号をいう。）、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）並びに入院日数（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五
	一食につき五百十円	一食につき四百九十円	一食につき二百四十円

十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六條の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二條の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六條の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十一年政令第三百五十二号）第二十三條の三の五第一

十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六條の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二條の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六條の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十一年政令第三百五十二号）第二十三條の三の五第一

規則第四十	入院時食事療養費に係る	区 分	額	額	項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は規則第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記載した届書（以下この号及び次号において「入院日数届書」という。）に、当該入院日数を証する書類を添付して、後期高齢者医療広域連合に提出した者（次号において「入院日数届出被保険者」という。）であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの
規則第四十	入院時食事療養費に係る	区 分	額	額	（略）

規則第四十	入院時食事療養費に係る	区 分	額	額	項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は規則第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記載した届書（以下この号及び次号において「入院日数届書」という。）に、当該入院日数を証する書類を添付して、後期高齢者医療広域連合に提出した者（次号において「入院日数届出被保険者」という。）であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの
規則第四十	入院時食事療養費に係る	区 分	額	額	（略）

条各号に該当する者以外の者	食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百七十円との合計額
規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であって、同条第一号に該当するもの	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき二百四十円との合計額
（略）	（略）	（略）
規則第四十条第四号に該当する者であって、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	基準の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき五百十円との合計額
規則第四十条第四号に該当する者であって、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百七十円との合計額
規則第四十条第四号に該当する者であって、同条第一号に該当する者	入院日数届出被保険者であって、入院日数届書を提出した月以前の十二月	一日につき三百七十円と一食につき二百四十円との合計額
に該当する		合計額

もの 以内の入院日数が九十日を超えるもの	(略)	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までは第六号に該当しないもの	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号	入院日数届出被保険者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの	(略)
(略)	(略)	一日につき零円と一食につき三百円との合計額	一日につき零円と一食につき二百四十円との合計額	一日につき零円と一食につき百九十円との合計額	(略)

附 則

（適用期日）

1 この告示は、令和七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の適用の日前の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、なお従前の例による。